

改 正 後

現 行

有害使用済機器の保管等に関する届出の手引

有害使用済機器の保管等に関する届出の手引

令和 6 年 3 月

令和 5 年 4 月

長野県環境部資源循環推進課

長野県環境部資源循環推進課

改正後

はじめに

1 制度の概要

テレビ、エアコン等の電気電子機器等は、内部に重金属類等の有害物質を使用しているため、本来の用途での使用を終了した後不適正に取り扱われると有害物質の飛散・流出等による生活環境上の支障が生じるおそれがあるほか、保管や破砕の際に火災発生のおそれもあることから、適正な管理が求められています。

これまで、使用を終了した電気電子機器等のうち廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)」に基づく適正処理が義務付けられていましたが、有価性があり廃棄物とは判断できない場合には、法の規制の対象外となることがありました。

このため、法が改正され、平成30年4月1日から、「有害使用済機器」※の保管又は処分を業として行う者に都道府県知事への届出や保管・処分に関する基準の遵守が義務付けられました。ただし、別表2に掲げる者は、有害使用済機器の保管又は処分の区分によりその届出は不要です。

※ 「有害使用済機器」とは (法第17条の2第1項)

「使用を終了し、収集された機器(廃棄物を除く。)のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして政令で定められた機器」であり、政令では別表1のとおり定められています。

このため、使用を終了していないリユース品や修理して再度使用する予定の機器は対象から除かれます。

別表1 略

別表2 有害使用済機器の保管等に関する届出を要しない者

1 別表第1に掲げる機器が廃棄物となったものの処理(有害使用済機器の保管、処分又は再生を業として行おうとするときは、それぞれ当該廃棄物の保管、処分又は再生)に係る次のうちいずれかの許可、認定、委託又は指定を受け、かつ、当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管等を業として行おうとする場合

中略

2 市町村である場合

3 都道府県である場合

4 国である場合

5 有害使用済機器の保管の用に供する事業場(2以上の事業場を有する者にあつては、各事業場の敷地面積が100m<sup>2</sup>を超えないものを設置する場合)

6 有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であつて、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う場合

中略

現行

はじめに

1 制度の概要

テレビ、エアコン等の電気電子機器等は、内部に重金属類等の有害物質を使用しているため、本来の用途での使用を終了した電気電子機器等が不適正に取り扱われると有害物質の飛散・流出等による生活環境上の支障が生じるおそれがある他、保管や破砕の際に火災発生のおそれもあることから、適正な管理が求められています。

これまで、使用を終了した電気電子機器等のうち廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)」に基づく適正処理が義務付けられていましたが、有価性があり廃棄物とは判断できない場合には、適正な取扱いに関する規制が困難な場合があります。

このため、法が改正され、平成30年4月1日から、「有害使用済機器」※の保管又は処分を業として行う者に都道府県知事への届出や保管・処分に関する基準の遵守が義務付けられました。ただし、別表2に掲げる者は、有害使用済機器の保管又は処分の区分によりその届出は不要です。

※ 「有害使用済機器」とは (法第17条の2第1項)

「使用を終了し、収集された機器(廃棄物を除く。)のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして政令で定められた機器」であり、政令では別表1のとおり定められています。

このため、使用を終了していないリユース品や修理して再度使用する予定の機器は対象から除かれます。

別表1 略

別表2 有害使用済機器の保管等に関する届出を要しないこととなる者

1 別表第1に掲げる機器が廃棄物となったものの処理(有害使用済機器の保管、処分又は再生を業として行おうとするときは、それぞれ当該廃棄物の保管、処分又は再生)に係る次のうちいずれかの許可、認定、委託又は指定を受け、かつ、当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管等を業として行おうとする場合

中略

2 市町村である場合

3 都道府県である場合

4 国である場合

5 有害使用済機器の保管の用に供する事業場(2以上の事業場を有する者にあつては、各事業場の敷地面積が100m<sup>2</sup>を超えないものを設置する場合)

6 有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であつて、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う場合

中略

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><b>届出等にあたっての留意点</b></p> <p><b>1 届出書の提出について</b></p> <p>有害使用済機器保管等業者は、有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業を開始する日の <b>10 日前</b>までに、有害使用済機器保管等届出書（様式 1。以下「届出書」といいます。）に必要事項を記載し、下記に記載ある書類を添付して、該当する提出先に必要部数を提出してください。</p> <p>(1) 添付書類 略</p> <p>(2) 提出先 提出先は、有害使用済機器の保管、処分又は再生を行う事業場（敷地面積が 100 平方メートルを超えるものに限り、以下同じ。）のうち主たる事業場の所在地を管轄する地域振興局（以下「管轄地域振興局」といいます。）です。 地域振興局の管轄区域は巻末（13 ページ）の一覧表を参照してください。 また、事業場の所在地が長野市内又は松本市内の場合は、それぞれの市への届出となりますので、長野市廃棄物対策課又は松本市廃棄物対策課にお問い合わせください。</p> <p>(3) 提出部数 略</p> <p>中略</p>	<p style="text-align: center;"><b>届出等にあたっての留意点</b></p> <p><b>1 届出書の提出について</b></p> <p>有害使用済機器保管等業者は、有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業を開始する日の <b>10 日前</b>までに、有害使用済機器保管等届出書（様式 1。以下「届出書」といいます。）に必要事項を記載し、下記に記載ある書類を添付して、該当する提出先に必要部数を提出してください。</p> <p>(1) 添付書類 略</p> <p>(2) 提出先 提出先は、有害使用済機器の保管、処分又は再生を行う事業場（敷地面積が 100 平方メートルを超えるものに限り、以下同じ。）のうち主たる事業場の所在地を管轄する地域振興局（以下「管轄地域振興局」といいます。）です。 地域振興局の管轄区域は巻末（12 ページ）の一覧表を参照してください。 また、事業場の所在地が長野市内又は松本市内の場合は、それぞれの市への届出となりますので、長野市廃棄物対策課又は松本市廃棄物対策課にお問い合わせください。</p> <p>(3) 提出部数 略</p> <p>中略</p>

改正後

保管届出書の記載例

有害使用済機器保管等届出書	
長野県知事 殿	
届出者 住所 長野県長野市**一丁目2番3号 氏名 OO興業株式会社 代表取締役 長野 一郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 012-345-6789	
**年**月**日 ※事務処理欄	
事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)	有害使用済機器の品目: 電動工具、電気掃除機、扇風機等 (廃棄物処理法施行令第16条の2第5号~第32号に定める機器) 処理の区分 保管のみ・ <u>保管及び処分(再生を含む)</u>
事務所及び事業場の所在地等	事務所 OO事業場 電話番号 012-345-6789 長野県長野市**一丁目2番3号 事業場 同上 電話番号 0268-**-**** 長野県上田市**12番地3、12番地4 面積 ●●m <sup>2</sup>
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ(それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。)	保管場所① 所在地:同上 面積:○○m <sup>2</sup> 容積:○○m <sup>3</sup> 最大高さ 5m 品目:電気掃除機、扇風機等 施行令第16条の2第5号~第32号に定める機器 保管場所② 所在地:同上 面積:○○m <sup>2</sup> 、容積:○○m <sup>3</sup> 最大高さ 5m 品目:ゲーム機、デジタルカメラ等 施行令第16条の2第21号~第32号に定める機器
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	事業場:OO事業場 所在地:同上 品目:電気掃除機、扇風機等 施行令第16条の2第5号~第32号に定める機器
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	破碎機(シュレッダー)、1台 事業場:OO事業場 所在地:同上 ○○年○○月○○日設置 処理能力 10t/日
※事務処理欄	

現行

保管届出書の記載例

有害使用済機器保管等届出書	
長野県知事 殿	
届出者 住所 長野県長野市**一丁目2番3号 氏名 OO興業株式会社 代表取締役 長野 一郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 012-345-6789	
**年**月**日 ※事務処理欄	
事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)	有害使用済機器の品目: 電動工具、電気掃除機、扇風機等 (廃棄物処理法施行令第16条の2第5号~第32号に定める機器) 処理の区分 保管のみ・ <u>保管及び処分(再生を含む)</u>
事務所及び事業場の所在地等	事務所 OO事業場 電話番号 012-345-6789 長野県長野市**一丁目2番3号 事業場 同上 電話番号 0268-**-**** 長野県上田市**12番地3、12番地4 面積 ●●m <sup>2</sup>
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ(それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。)	保管場所① 所在地:同上 面積:○○m <sup>2</sup> 容積:○○m <sup>3</sup> 最大高さ 5m 品目:電気掃除機、扇風機等 施行令第16条の2第5号~第32号に定める機器 保管場所② 所在地:同上 面積:○○m <sup>2</sup> 、容積:○○m <sup>3</sup> 最大高さ 5m 品目:ゲーム機、デジタルカメラ等 施行令第16条の2第21号~第32号に定める機器
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	事業場:OO事業場 所在地:同上 品目:電気掃除機、扇風機等 施行令第16条の2第5号~第32号に定める機器
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	破碎機(シュレッダー)、1台 事業場:OO事業場 所在地:同上 ○○年○○月○○日設置 処理能力 10t/日
※事務処理欄	

改正後

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
〇〇興業株式会社	長野県長野市**一丁目2番3号	
法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。		
2 ※欄は記入しないこと。		
3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

中略

現行

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
〇〇興業株式会社	長野県長野市**一丁目2番3号	
法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。		
2 ※欄は記入しないこと。		
3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

中略

改正後

様式1〔省令様式第三十五号の二（省令第十三条の三関係）〕  
（第1面）

有害使用済機器保管等届出書	
年 月 日	
都道府県知事 殿 (市長)	届出者
	住所
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
事業の範囲（取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。）	有害使用済機器の品目：  処理の区分                      保管のみ      ・      保管及び処分（再生を含む）
事務所及び事業場の所在地等	事務所                                      電話番号
	事業場                                      電話番号 面                                      積
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。）	
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	
※ 事 務 処 理 欄	

現 行

様式1〔省令様式第三十五号の二（省令第十三条の三関係）〕  
（第1面）

有害使用済機器保管等届出書	
年 月 日	
都道府県知事 殿 (市長)	届出者
	住所
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
事業の範囲（取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。）	有害使用済機器の品目：  処理の区分                      保管のみ      ・      保管及び処分（再生を含む）
事務所及び事業場の所在地等	事務所                                      電話番号
	事業場                                      電話番号 面                                      積
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。）	
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	
※ 事 務 処 理 欄	

改正後

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。		
2 ※欄は記入しないこと。		
3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

(日本工業規格 A列4番)

中略

現行

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。		
2 ※欄は記入しないこと。		
3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

(日本工業規格 A列4番)

中略

改正後

地域振興局管轄区域一覧表

名称	住所	直通電話 FAX メールアドレス	管轄区域
佐久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	0267(63)3166 0267(63)3199 sakuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡
上伊那	〒396-8666 伊那市荒井3497 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	0265(76)6817 0265(76)6838 kamichi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	飯田市 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡 下伊那郡 木曾郡
松本	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	0263(40)1956 0263(47)8122 matsuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	塩尻市 安曇野市 岡谷市 諏訪市 大町市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 東筑摩郡 北安曇郡
長野	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	026(234)9533 026(234)9912 nagachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	須坂市 中野市 飯山市 千曲市 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡
資源循環推進課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	電話 026(235)7164	

保管場所の所在地が長野市内又は松本市内の場合は、それぞれの市役所にお問い合わせください。

名称	住所	直通電話	管轄区域
長野市 廃棄物対策課	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613	026(224)7320	長野市
松本市 廃棄物対策課	〒390-0851 松本市島内7576番地1	0263(47)1350	松本市

現行

地域振興局管轄区域一覧表

地域振興局名	住所	直通電話	管轄区域
佐久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	0267(63)3166	上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡
上伊那	〒396-8666 伊那市荒井3497 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	0265(76)6817	飯田市 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡 下伊那郡 木曾郡
松本	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	0263(40)1956	塩尻市 安曇野市 岡谷市 諏訪市 大町市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 東筑摩郡 北安曇郡
長野	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	026(234)9533	須坂市 中野市 飯山市 千曲市 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡
資源循環推進課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	026(235)7164	

保管場所の所在地が長野市内又は松本市内の場合は、それぞれの市役所にお問い合わせください。

長野市 廃棄物対策課	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613	026(224)7320	長野市
松本市 廃棄物対策課	〒390-0851 松本市島内7576番地1	0263(47)1350	松本市